

平成24年度第7回四街道市情報公開・個人情報保護審査会会議録（会議概要）

日 時 平成25年1月22日（火）午後2時00分～午後3時35分
場 所 四街道市役所 本館3階 第2委員会室
出席者 出席委員：酒井会長、青柳副会長、堀籠委員、木谷委員、荒木委員
欠席委員：なし
事 務 局：林総務課長、梶原総務課情報公開室長
実 施 機 関：栗飯原自治振興課長、土屋主査
麻生総務部長：議事 2（3）のみ出席
公開・非公開の別 一部公開（四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第4項の規定による）

会議次第

- 1 会長あいさつ
- 2 議 事
 - (1) 不服申立てについて
 - (2) 四街道市個人情報保護条例第6条第3項に基づく個人情報取扱事務（ひったくり対策防犯設備設置事業事務）の開始について（報告）
 - (3) 個人情報の目的外利用について（諮問）
- 3 その他

会議の内容

事 務 局：本日は大変お忙しい中、審査会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。ただ今より、平成24年度第7回四街道市情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。

～本日の審査会の内容説明～

会議次第 1 会長あいさつに入らせていただきます。それでは、酒井会長よりご挨拶をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

～会長あいさつ～

事 務 局：ありがとうございました。それでは、会議次第の2からの議事進行につきます

では会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

酒井会長：それでは、皆様のご協力の程、よろしくお願いいたします。ただ今の出席委員は5名全員です。四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第2項の規定により、出席者が委員の過半数を超えていますので、会議は成立いたします。また、会議の公開・非公開につきましては、四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第4項の規定により、会議次第 2 議事 (1) 不服申立てについては非公開とさせていただきます。それ以外の内容については、公開とさせていただきます。なお、本日の会議資料につきましては、「四街道市の審議会等の会議の公開に関する指針」により、会議次第については配付するものといたします。なお、公開する議事資料（四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例、四街道市個人情報保護条例、ひたくり対策防犯設備設置事業事務における説明資料、個人情報の目的外利用における諮問の説明資料）についても、個人情報に関する資料ではなく、かつ、経費等の関係で配付することが困難である資料でもないため、傍聴人に配布することとしたいと存じますが、委員の皆様のご意見をお伺いします。

委員全員：～特になし～

酒井会長：それでは、会議次第及び様式等の資料につきましては、傍聴人に配付することといたします。次に、会議録における発言者名については、「審議会等の会議の公開に関する指針の解釈運用基準」の規定により、原則として明記することになっておりますので、本審査会においても、「不服申立て」における非公開の部分を除き、発言者名を明記する取扱いとしたいと存じますが、委員の皆様のご意見をお伺いします。

委員全員：～特になし～

酒井会長：それでは、非公開の部分を除き、発言者名を明記いたします。

～これより非公開～

酒井会長：それでは、会議次第 2 議事 (2) 四街道市個人情報保護条例第6条第3項に基づく個人情報取扱事務（ひたくり対策防犯設備設置事業事務）の開始について（報告）に入りたいと思います。これより担当課（自治振興課）より説明に移りたいと思いますが、委員の皆様、資料の方は揃っておりますでしょ

うか。

～資料確認～

酒井会長：それでは、担当課（自治振興課）の入室を許可いたします。

～実施機関職員 入室～

事務局：【担当課職員紹介】

なお、担当課（実施機関）による「個人情報取扱事務の開始について（報告）」の説明及びこれに対する質疑応答につきましては、これより会長の進行で進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

酒井会長：自治振興課におかれましては、本日、お忙しい中お越しいただきましてありがとうございます。まず、今回の個人情報取扱事務の開始に至る経緯を簡単に説明いたしますと、去る平成24年7月4日に担当課より「本人以外からの個人情報の収集について」という諮問が当審査会に提出されました。これはひたたくり多発地域において防犯カメラを設置し、その抑止効果による犯罪の未然防止及び発生後における捜査資料の提供を行うため、本人以外から個人情報（映像）を収集するというものでした。それに対して、当審査会は平成24年9月18日に答申を出しました。内容は「不特定の車両及び個人を映す防犯カメラの設置に伴う個人情報の収集については、条例に規定をしている公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ないと認められるときと思料されるところから適当であると認める。なお、防犯カメラの設置場所等については、特定の個人が継続的に映らないよう十分配慮すること、また、個人情報保護措置の取扱いについては、適切かつ確実な運用、かつ、万全なセキュリティ対策を講ずることを申し添える。」というものでした。この答申を踏まえまして、担当課におきまして「ひたたくり対策防犯設備設置事業事務」という制度を始められましたので、今回担当課の届出事項の内容を報告いただきたく、四街道市個人情報保護条例第6条第3項の規定により、審査会を開催する運びとなりました。担当課よりすでに事務に伴う書類はいただいておりますが、まず答申後のこれまでの経緯、今回の制度のご説明そして今後のスケジュール等についてお考えを述べていただきたいと思います。座ったままで結構ですので、よろしくお願いいたします。

～実施機関より、「ひたたくり対策防犯設備設置事業事務」の制度等を資料に基

づいて説明～

酒井会長：ありがとうございました。ただいま、担当課（自治振興課）より制度の説明等がありました。委員の皆様、何かご質問等ございますでしょうか。

酒井会長：今後どのようにされる予定でしょうか。

実施機関：現在、設置してある30基の防犯カメラにつきましては、警察からのひったくり、交通事故等の映像の提供依頼に基づき、厳正に管理して提供したいと考えております。また今後もひったくり対策の県の補助金制度がございますので、本市においてひったくり多発地域に指定された場合には、財政当局とご相談いたしまして、増設等について考えたいと思います。

堀籠委員：審査をさせていただいたときに防犯カメラの設置、運用の基準を策定されておりましたが、現実に運用の方はされておりますか。

実施機関：こちらにつきましては、12月21日より運用をしております。

堀籠委員：この基準は拝見をしまして、きめ細かなものでしたので、設置に当たって配慮をすれば、円滑な運用が可能であるという気持ちを持ちました。

酒井会長：これは夜間でも全部映りますか。

実施機関：今回1件事案があり、それは夜間の信号無視の事例でして、その映像については鮮明に映っておりました。

酒井会長：他にないようでしたらこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

事務局：それでは、引き続きまして、会議次第 2 議事（3）個人情報の目的外利用について（諮問）でございます。これより担当課（自治振興課）より説明に移りたいと思いますが、委員の皆様、資料の方は揃っておりますでしょうか。

～資料確認～

～総務部長入室～

～総務部長より、諮問書提出のあいさつ～

～総務部長退室～

事務局：それでは、これより会長の進行で進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

酒井会長：それでは、引き続き担当課の皆様、よろしくお願いいたします。こちらにつきましては、担当課の皆様には、前回11月27日の審査会におきまして空き家の持ち主に対し適正な管理等を促すため、課税情報の収集に伴う諮問等、今後のスケジュールにつきまして、お話しをいただいておりますが、今回は、正式に「個人情報の目的外利用について（諮問）及び資料」の内容をご説明いただきたいと思っております。すでに審査会委員には書類をいただいておりますが、まず改めまして、今回情報公開・個人情報保護審査会に諮問をする理由そして今後のスケジュール等についてお考えを述べていただきたいと存じます。座ったままで結構ですので、よろしくお願いいたします。

～実施機関より、課税情報の収集に伴う「個人情報の目的外利用について」の諮問及び今後のスケジュールの説明～

酒井会長：ありがとうございました。ただいま、担当課より「個人情報の目的外利用について（諮問）及び今後のスケジュール」の説明がありましたが、何か質問等がありましたら、委員の皆様よろしくお願いいたします。

木谷委員：2点ございまして、まず空き家の定義をどのように捉えているか、それから「防犯上好ましくない」という判断の基準を決められているのかお伺いします。

実施機関：防犯上好ましくない基準というのは設けてございません。また、空き家の定義につきましても、一般論的に、人が住んでいない家屋というものが空き家であると考えております。現状としましては、各区・自治会長からの苦情・要望に基づいて現地を確認し、対策を図っております。

木谷委員：情報提供があつて、それに基づき対応をするということですか。

実施機関：そうです。

青柳委員：税金の滞納があつて、それで結果的に住んでいないことが分かるということはありませんか。

実施機関：例えばそこに住んでいなくても別の所に住んでいれば、そちらに納税通知書がいきまして、それで納付されると思いますので、住んでいないので未納とは限らないと思います。固定資産を持っておられますと税金は賦課されますので、当然所有者を確認しなければいけません。私どもとしては、建物を持っている方の住所が課税情報だと分かりますから、それに基づいて対応をいたします。登記簿上ですと住所の移動をしていない方もいらっしゃいますので、つかめないという面があります。

堀籠委員：自治振興課でお考えになっていることは、適正な措置、対応・注意喚起でございいますか。

実施機関：そうです。

堀籠委員：参考資料の3の欄の最後に「状況に応じて段階的に対応を行うなど系統的な取り組みを行い、空き家の適正管理を図っていく必要がある。」ということをお認めおられます。そうしますと、これはいつの日か運用の上で、注意喚起だけでなく、拡大的な運用にも結びついていくというお考えですか。

実施機関：千葉市などでは、当該家屋を強制的に解体してしまうなどの条例を有しておりますが、現在のところそこまでの展開は考えておりません。現在考えていることといたしましては、安全で安心なまちづくり条例に基づき、所有者の責務として、家屋の適正な管理を促していきたいと考えております。具体的なこととしては、手紙、電話などによる注意喚起でございいます。

酒井会長：千葉市は壊しているのですか。

実施機関：条例があつて強制執行ができるということです。ただし、なかなかその辺も難しいというところです。

酒井会長：安全で安心なまちづくり条例が根拠になっていますが、この条例の説明をお願いします。

実施機関：理念条例でありまして、罰則が設けられているわけではありません。条例に罰

則があれば、強制的に調べたりできますが、こちらは理念条例であり、あくまで本人の義務ということを謳っております。よって当審査会に諮問をさせていただきました。現在は、地域住民から防犯上好ましくないという話があった際に、調べることはできませんので、目的外使用によって課税情報を使わせていただきたいということです。

荒木委員：本人が住所を移動していて、不明な場合にはどうしようもないのですか。

実施機関：課税課では調査権がありますから、当然納税通知書は本人に送付いたします。

荒木委員：それは必ず相手に届くものですか。

実施機関：私どもはそのように考えております。

荒木委員：そうであるならば、住所は確定できますが、それも届かない状況がある場合はどうなりますか。

実施機関：その場合には、納税通知書が送付できない状態ですが、これは課税課の事務です。私どもは何とも言えません。

青柳委員：中にはどうしようもない場合も出てきますか。

実施機関：その場合は、公示送達という方法もあります。

事務局：先ほどの住所でございしますが、地方税法の規定によりまして、納税義務者を追う作業をしております。それは現地に行って聞き込みを行い、所有者の方を調査することです。ただし、それでも最終的に分からなかった案件ももちろんゼロではありません。その場合は、公示送達ということで納付書を渡したとみなす規定がございますので、そういった方法で対応をしております。現実問題としては、公示送達をして届いたという規定はありますが、現実には納税されていない方もおります。よって必ずしも全部把握できているかというところでもなくて、100%は追えないのが現状であります。

酒井会長：今ご説明いただいたのは、課税対象者をどうやって探すかということですが、問題は空き家が放置されていることをどうするかという話であります。それが地域及び近所にとって危険を及ぼすということから、空き家対策がまち

づくりの上でも適当でないため、持ち主を特定して注意を促すという趣旨でございませぬ。よって、課税のために探すというわけではありませぬ。実際にどのくらい市に対して相談が来ているのでしょうか。

実施機関：平成24年度におきましては、10件の地区から対策要望が来ております。

酒井会長：その10件については、今は何もできない状態でありますか。

実施機関：現状では、空き地に繁茂した雑草の条例が環境政策課にございませぬ。これは条例において調査権を持っております。大体空き家と雑草の繁茂は対になっておりますので、そこを基に注意喚起をする際に、空き家も入れていただくことを促してあります。それにより、10件のうちの2件は解決をしてあります。残り8件はそこまで至ってありません。空き地がなくて家だけ建っていてぼろぼろの場合は、環境政策課でも手が出せない状態であります。

青柳委員：今までよりは、積極的にいろんな所を市の方がご覧になられて、クレームが無くても空き家に対応をしていくということですか。

実施機関：そこまではなかなか難しい状態です。

青柳委員：何か発生したときに動くということですか。

実施機関：地区の自治会長からのご連絡により、危ない状態のときには対応をしていくということです。先ほどお話がありました、空き家が危険かどうかというボーダーラインについては、区長によって差があります。どう見ても大丈夫なものもあるし、危ないものもありますので、その辺は非常に難しいところです。

酒井会長：個人情報保護条例第8条第1項第7号に規定をしている「公益上特に必要がある」ということですが、その辺の判断は担当課としてはいかがでしょうか。

実施機関：やはり空き家があるということは、犯罪等にもつながります。相対的に考えますと、それを解決することによりまして、地域の方も安心して暮らせるということを考えれば、公益上必要であると考えてあります。

堀籠委員：先ほどの空き地に繁茂する条例についての話をお願いいたします。

実施機関：「空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例」がございまして、その第3条の所有者等の責務の中で、「所有者等は、当該空き地が危険な状態にならないように、常に留意するとともに、環境保全には最善の努力を払わなければならない。」という一文がございまして、その後には罰則規定を設けております。

掘籠委員：空き地に草が生えていて、土地所有者に草を刈ってもらいたいので、これをお願いする場合も、市の方で所有者の住所等を教えていただいて連絡をするという、課税課からの目的外利用という形式を取っていると思いましたが、違うのですか。

実施機関：これは空き地に繁茂した雑草等に関するものであり、私どもが対象にしているのは空き家であります。建物であり対象というものが違います。空き地に草が繁茂していれば、それと併せてお願いをすることもできます。

掘籠委員：所有者を突き詰めるというやり方は、同じ形で行っているということですか。

実施機関：同じになります。

掘籠委員：安全で安心なまちづくり条例にも規定があるのではないですか。

実施機関：こちらにつきましては、理念条例で罰則等がございませぬので、調査権がないということになり、そこまでは踏み込めないということです。

木谷委員：個人情報保護条例第8条第1項第7号の「やむを得ない理由があると認められるとき」となりますと、他に収集方法がある場合、例えば登記簿で分かる場合には、課税課から収集するのはやむを得ないのかという問題になると思います。本件は、個人情報保護条例第8条第1項第5号には該当しないのでしょうか。

実施機関：登記簿については、住所が移動していればそれで終わってしまいます。

事務局：今の条例の解釈でございまして、個人情報保護条例第8条第1項第5号につきましては、他の実施機関の内部で相当の理由があつて、使用するというところでございます。こちらを広くくみ取れば、今回の事例にも含まれるというご指摘ですが、課税情報を自治振興課で利用する際に、外に出ていかなければ内部だけの利用ということで、第8条第1項5号の解釈で済まされることもあります。今回は情報を外に出すということもありますし、空き地のように条例化さ

れていない事項として、課税課が所有する個人情報を利用するところから、審査会のご意見をいただいた上で、事務を進めた方が良いのではないかとということで諮問になった経緯があります。

酒井会長：今の判断をする上でも、他にお聞きしたいことがあればお伺いしたいと思います。

青柳委員：課題2で、「固定資産税は、家屋を撤去して更地にすると税額が最大で6倍に上昇し、このことが、所有者等が空き家を解体せずに放置してしまうことの一因となっている。」とありますが、これについての対策はどのようにされていますか。

実施機関：この固定資産税につきましては、住宅用地という制度がございまして、建物を壊してしまうと更地となりますことから6倍ぐらいに上昇します。建物自体は古ければ、評価額は高くありませんので、壊さない方も中にはいらっしゃいます。

青柳委員：このような課題があっても解決はできないものですか。

実施機関：国で税法を改正しないとできません。これは全国的に見てもネックになっております。

堀籠委員：土地利用を促すためにそういう措置を取っていると思われまして。ただし、6倍になるのではなくて、更地に建物を建てれば、土地利用をしたということで6分の1になるということです。

実施機関：ただ、納税者の方からすれば壊すことによって納めるお金が多くなります。考え方につきましてはおっしゃるとおりです。

酒井会長：撤去しないのは空き家が増える原因の1つかもしれませんが、問題は空き家があり、近所に迷惑がかかることに対して、対策を立てようということです。そこで適正な処置に向けて注意喚起を行うということですが、これは電話で行うのですか。

実施機関：基本的には文書で通知をします。

酒井会長：それは何に基づいた通知になりますか。

実施機関：安全で安心なまちづくり条例の責務の中でお願いをしたいと考えております。

酒井会長：無視をされたら終わりですか。

実施機関：力強くお願いをしたいと考えております。お電話をしたり、近くの方であれば家に行って直接話をしたいと思います。

青柳委員：解決した2件以外の8件というのは団地ですか。

実施機関：団地になります。

青柳委員：良く見るのですが、人家が無いところでも廃屋になっているのが結構見受けられます。

実施機関：人家がないので、区自治会からも要望が上がってこないです。

青柳委員：そういう所は、いつまでも手が入らないと思ってました。

実施機関：住宅街では、お隣がそういう状況だとお住まいになられていて不安を感じられるのが要望の理由です。

堀籠委員：諮問様式の「利用する個人情報」には、住所・氏名とありますが、先ほどのご説明ですと親族もありました。これについてはいかがでしょうか。

実施機関：申し訳ございません。親族は入っておりません。

酒井会長：それではどうもお疲れ様でした。

～実施機関職員 退室～

酒井会長：それでは、ただ今担当課からご説明を承りましたので、答申の方向性を定めたいと思います。

木谷委員：先ほど申し上げましたが、前段の「公益上特に必要がある」というのはよろし

いと思います。後段の「やむを得ない理由がある」というのをどこまで踏み込むかということですが、先ほど申し上げたように別な方法がないわけではないと思います。ただ、登記簿上の情報がどこまで住所等が記録されているかということもありますので、確実な情報ということで、課税情報を目的外利用で使用するのもやむを得ないと解釈いたしました。

堀籠委員：都市におきましては、土地及び建物は防災・防犯の面から管理されるべきであり、その管理が十分にできて初めて個人の資産として認められるという思いもっております。その点から考えますと、将来問題が起こりそうであると評価されている状態で放置されているところについては、行政面からも対応していくことが必要であると思っております。その場合に、必要があるならば行政内部で個人情報の目的外利用を活用されても是認してしかるべきではないかと感じております。したがって、拡大解釈という運用にならないことを前提とした場合には、諮問は受け止めていいのではないかと感じております。

酒井会長：今の話は、個人情報保護条例第8条第1項第5号で行うという受け止め方ですか。

堀籠委員：5号によっても目的は満たされるかもしれませんが、慎重に7号で諮問をされておりますので、先ほど申し上げたような理由で活用をされても結構ではないかと思えます。

荒木委員：やはり空き家になっているという状況を考えますと、そこの持ち主が遠隔地に行っただま見に来てはいないだろうと思えます。そうするとどのくらいの年数が経っているか分かりませんが、現状も把握できていない部分もあるのかなと考えます。そうすると近隣の方々に迷惑がかかっていることを知らせてあげることも大切なことと考えます。そうしますと、個人情報保護条例第8条第1項第7号で活用するのも有意義かなと判断いたします。

青柳委員：私も慎重に個人情報保護条例第8条第1項7号でなされる方がよろしいかなと思えます。

酒井会長：皆様方の意見は、このまま認めてよろしいのではないかという話でございますので、そのような方向で答申をしていきたいと思えます。なお、諮問に対する答申（案）につきましては、今後事務局と調整し、答申（案）を委員に送付し、内容のご確認をいただき、まとめ上げたいと考えます。委員の皆様、よろしい

でしょうか。

委員全員：～異議なし～

酒井会長：それでは、次に、議事 3 その他といたしまして、次回の審査会の日程について決定したいと思います。

～日程調整～

酒井会長：次回の審査会につきましては、3月19日（火）午後2時からといたします。
なお、次回の会議につきましては、四街道市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第4項の規定により、不服申立ての審議は非公開とさせていただきます、それ以外の内容（答申等）については、公開とさせていただきます。
それでは、議事 3 その他について終了させていただきます。
最後に委員の皆様より何かございますか。

委員全員：～特になし～

事務局：～特になし～

酒井会長：以上で本日の審査会を終了いたします。

事務局：どうもありがとうございました。